

# 感染症の予防及びまん延の防止のための指針

令和6年4月1日制定

社会福祉法人敦賀市社会福祉協議会  
感染症予防及びまん延防止対策検討委員会

## 1. 感染症の予防及びまん延の防止のための基本的な考え方

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」等に基づき、社会福祉法人敦賀市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が運営する指定介護保険サービス事業所及び指定障害福祉サービス事業所（以下「各指定事業所」という。）において感染症の予防及びまん延防止することを目的としてこの指針を定めます。

## 2. 感染症予防及びまん延防止対策検討委員会その他法人内の組織に関する事項

(1) 本指針における各指定事業所とは次の事業所とする。

- ①敦賀市社会福祉協議会指定介護予防支援事業所敦賀市地域包括支援センター「あいあい」
- ②敦賀市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所「あいあい」
- ③敦賀市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所「ぬくもりの里」
- ④敦賀市社会福祉協議会指定訪問介護事業所「あいあい」（指定訪問介護事業所「あいあい」）
- ⑤敦賀市社会福祉協議会地域リハビリセンター「あいあい」（指定通所介護事業所「あいあい」）
- ⑥敦賀市社会福祉協議会地域リハビリセンター「ぬくもりの里」（指定通所介護事業所「ぬくもりの里」）
- ⑦敦賀市社会福祉協議会訪問看護ステーション「あいあい」（指定訪問看護事業所「あいあい」）
- ⑧敦賀市社会福祉協議会指定福祉用具貸与事業所「ぬくもりの里」（指定福祉用具貸与事業所「ぬくもりの里」）
- ⑨敦賀市社会福祉協議会訪問看護ステーション「あいあい」（指定介護予防訪問看護事業所「あいあい」）
- ⑩敦賀市社会福祉協議会指定福祉用具貸与事業所「ぬくもりの里」（指定介護予防福祉用具貸与事業所「ぬくもりの里」）
- ⑪敦賀市社会福祉協議会指定訪問介護事業所「あいあい」（指定訪問介護相当サービス事業所「あいあい」）
- ⑫敦賀市社会福祉協議会地域リハビリセンター「あいあい」（指定通所介護相当サービス事業所「あいあい」）
- ⑬敦賀市社会福祉協議会地域リハビリセンター「ぬくもりの里」（指定通所介護相当サービス事業所「ぬくもりの里」）
- ⑭敦賀市社会福祉協議会地域リハビリセンター「あいあい」（指定通所型基準緩和サービス(A型)事業所「あいあい」）
- ⑮敦賀市社会福祉協議会地域リハビリセンター「ぬくもりの里」（指定通所型基準緩和サービス(A型)事業所「ぬくもりの里」）
- ⑯敦賀市社会福祉協議会指定特定・障害児相談支援事業所「あいあい」
- ⑰敦賀市社会福祉協議会指定一般相談支援事業所「あいあい」
- ⑱敦賀市社会福祉協議会指定訪問介護事業所「あいあい」（指定居宅介護事業所「あいあい」）
- ⑲敦賀市社会福祉協議会指定訪問介護事業所「あいあい」（指定同行援護事業所「あいあい」）
- ⑳敦賀市社会福祉協議会指定訪問介護事業所「あいあい」（指定重度訪問介護事業所「あいあい」）

(2) 市社協内に各指定事業所の管理者等で構成する「社会福祉法人敦賀市社会福祉協議会感染症予防及びまん延防止対策検討委員会」を設置します。

(3) 「社会福祉法人敦賀市社会福祉協議会感染症予防及びまん延防止対策検討委員会」の設置に関する要項は別に定めます。

## 3. 感染症予防及びまん延防止のための職員研修等に関する基本方針

- (1) 各指定事業所の職員を対象とした感染症予防及びまん延防止に関する研修は、各指定事業所において年1回以上実施するとともに、各指定事業所の職員を新規に採用したときにおいても実施します。
- (2) 研修の実施内容は毎回記録します。
- (3) 実際に感染症が発生した場合を想定し、感染症発生時に迅速に対応できるよう、各指定事業所の職員を対象に訓練を年1回以上実施します。

## 4. 平時の感染対策及び感染症発生時の対応

(1) 平時の感染対策

### ①事業所内の衛生管理

職員の清潔保持及び健康状態の管理に努め、職員が感染源となることを予防し、利用者及び職員を感染の危険から守ります。

### ②日常の支援にかかる感染対策

日常の支援にかかる感染対策として、1) 利用者の健康管理、2) 職員の健康管理、3) 標準的な感染予防策の徹底、4) 衛生管理を行います。

### ③各指定事業所におけるマニュアルの整備

各指定事業所に感染対策に関するマニュアルを整備し、感染症の予防及びまん延の防止に努めます。

(2) 感染症発生時の対応

①発生状況の把握

各指定事業所において感染症の発生または感染のおそれのある状況となった場合には、感染対策マニュアルや業務継続計画（BCP）に基づき、直ちに感染症の発生状況の把握に努めます。

②感染拡大の防止

感染症の発生後は、以下の感染拡大の防止策を実施します。

- 1) 生活空間・動線の区分け
- 2) 必要箇所の消毒
- 3) 支援の実施内容・実施方法等の確認
- 4) 濃厚接触の確認 等

③医療機関や保健所、福井県、敦賀市との連携、行政等への報告

感染症の発生後は、所長・管理者等と協議のうえ、以下の関係機関等に速やかに連絡します。

- 1) 産 業 医 : 川 上 究 医 師 医 療 法 人 川 上 医 院 ( 電 話 ) 0 7 7 0 - 2 2 - 0 9 7 7
- 2) 保 健 所 : 二 州 健 康 福 祉 セ ン タ ー ( 電 話 ) 0 7 7 0 - 2 2 - 3 7 4 7
- 3) 指 定 権 者 : [ 介 護 保 険 サ ー ビ ス 関 係 ] 福 井 県 健 康 福 祉 部 長 寿 福 祉 課 ( 電 話 ) 0 7 7 6 - 2 0 - 0 3 3 0  
敦 賀 市 福 祉 保 健 部 長 寿 健 康 課 ( 電 話 ) 0 7 7 0 - 2 2 - 8 1 8 0  
[ 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 関 係 ] 福 井 県 健 康 福 祉 部 障 が い 福 祉 課 ( 電 話 ) 0 7 7 6 - 2 0 - 0 3 3 8  
敦 賀 市 福 祉 保 健 部 地 域 福 祉 課 ( 電 話 ) 0 7 7 0 - 2 2 - 8 1 1 8